

昭和三十一年運輸省令第四十一号

空港法施行規則

空港整備法施行令（昭和三十一年政令第二百三十一号）第六条、第九条及び第十二条の規定に基づき、空港整備法施行規則を次のように定める。

（地方管理空港の設置及び管理の届出）

**第一条** 空港法（昭和三十一年法律第八十号。以下「法」という。）第五条第一項の協議により地方管理空港を設置し、及び管理することとなつた地方公共団体は、遅滞なく、次に掲げる書類を国土交通大臣に届け出るものとする。

一 当該協議についての協議書の写し

二 関係地方公共団体の議会の当該協議についての議決を記録した書面

三 当該空港を設置し、及び管理することとなつた地方公共団体が地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百八十四条第二項の地方公共団体である場合は、同項に規定する規約

四 当該空港を設置し、及び管理することとなつた地方公共団体が地方自治法第二百五十二条の二に規定する協議会を設ける場合は、同条第一項に規定する規約

（災害報告書の様式）

**第二条** 空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号。以下「令」という。）第六条の国土交通省令で定める災害報告書の様式は、別記第一号様式のとおりとする。（災害復旧工事施行の認定等）

**第三条** 地方公共団体は、法第十条第二項の認定を受けようとするときは、別記第一号様式による申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。  
一 工事を施行しようとする施設の位置図、平面図、縦断面図、横断面図、構造図その他工事の施行に関し必要な図面  
二 法第十二条の協議により他の工作物の管理者が費用の一部を負担するときは、当該協議についての協議書の写し  
三 国土交通大臣は、法第十条第二項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知するものとする。  
（工事台帳等の整備）

**第四条** 国の負担金又は補助金の交付に係る工事を施工する地方公共団体は、当該工事について工事台帳、経理簿その他工事の施行に関し必要な書類を整備しておくものとする。

**（空港供用規程の届出）**  
第五条 法第十二条第三項前段の規定による届出をしようとする空港管理者は、空港の供用開始の日までに、次に掲げる事項を記載した空港供用規程設定届出書及び設定した空港供用規程を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所  
二 空港の名称  
三 実施予定期日  
四 変更を必要とする理由

2 法第十二条第三項後段の規定による届出をしようとする空港管理者は、変更後の空港供用規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した空港供用規程変更届出書及び変更後の空港供用規程を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所  
二 空港の名称  
三 実施予定期日  
四 変更を必要とする理由

3 前二項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 空港が提供するサービスの内容を証する書類  
二 空港の名称  
三 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）  
四 実施予定期日  
五 実施予定期日

二 その他空港供用規程に関する国土交通大臣が必要と認める事項を記載した書類  
(着陸料等の届出)

**第六条** 法第十三条第一項前段の規定による届出をしようとする空港管理者は、次に掲げる事項を記載した着陸料等届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 空港の名称

三 着陸料等の種類及び額

四 実施予定期日

2 法第十三条第一項後段の規定による届出をしようとする空港管理者は、次に掲げる事項を記載した着陸料等変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 空港の名称

三 変更後の着陸料等の額（新旧の対照を明示すること。）

四 変更を必要とする理由

五 実施予定期日

3 前二項の届出書には、着陸料等の算出の基礎を記載した書類を添付しなければならない。  
(空港機能施設事業を行う者の指定)

**第七条** 法第十五条第一項の規定による指定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した空港機能施設事業者指定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 空港の名称

三 空港機能施設の種類

四 前号に掲げる施設の概要

五 空港機能施設事業の開始予定期日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 空港機能施設事業を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を記載した資金計画

二 前項第四号の施設の配置図及び各階平面図

三 申請者が前号の施設について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることを証する書類

四 空港機能施設事業を行うにあたり、他の法令の規定による許可又は認可を必要とする場合に

は、当該許可又は認可を証する書類

五 法人又は団体にあつては、前各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類並びに最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類

ロ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

六 その他の国土交通大臣が必要と認める事項を記載した書類

（心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができない者）  
(公示の方法)

**第八条** 法第十五条第三項及び第五項並びに第二十一条第三項の規定による公示は、インターネット上の利用その他の適切な方法により行うものとする。

（指定空港機能施設事業者の氏名等の変更の届出）

**第九条** 法第十五条第四項の規定による届出をしようとする指定空港機能施設事業者は、次に掲げる事項を記載した指定空港機能施設事業者氏名等変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の氏名又は名称及び住所  
 二 実施予定日  
 (旅客取扱施設利用料の上限の認可)
- 第十一条** 法第十六条第一項前段の規定による認可を受けようとする指定空港機能施設事業者は、次に掲げる事項を記載した旅客取扱施設利用料上限認可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所  
 二 空港の名称  
 三 空港機能施設のうち、旅客取扱施設利用料の徵収の対象となる施設  
 四 旅客取扱施設利用料の上限の額  
 五 実施予定日
- 一 氏名又は名称及び住所  
 二 空港の名称  
 三 変更後の旅客取扱施設利用料の上限の額（新旧の対照を明示すること。）  
 四 変更を必要とする理由  
 五 実施予定日
- （旅客取扱施設利用料の届出）
- 第十二条** 法第十六条第三項前段の規定による届出をしようとする指定空港機能施設事業者は、次に掲げる事項を記載した旅客取扱施設利用料届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所  
 二 空港の名称  
 三 空港機能施設のうち、旅客取扱施設利用料の徵収の対象となる施設  
 四 旅客取扱施設利用料の額及び徴収方法  
 五 実施予定日
- （指定空港機能施設事業者の合併又は分割の認可）
- 第十三条** 法第十六条第三項後段の規定による届出をしようとする指定空港機能施設事業者は、次に掲げる事項を記載した旅客取扱施設利用料変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所  
 二 空港の名称  
 三 変更後の旅客取扱施設利用料の額（新旧の対照を明示すること。）  
 四 変更を必要とする理由  
 五 実施予定日
- （空港機能施設事業の休止及び廃止の許可）
- 第十四条** 法第二十条の規定による許可を受けようとする指定空港機能施設事業者は、次に掲げる事項を記載した空港機能施設事業休止許可申請書又は空港機能施設事業廃止許可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所  
 二 空港の名称  
 三 休止し、又は廃止しようとする事業に係る空港機能施設の種類  
 四 前号に掲げる施設の概要  
 五 休止又は廃止を必要とする理由  
 六 休止の場合にあつては、予定する休止の開始日及び期間  
 七 廃止の場合にあつては、廃止の予定日
- 第十五条** 法第二十四条第二項第三号（法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 空港脱炭素化推進事業の実施時期  
 二 空港脱炭素化推進事業の実施区域  
 三 当該空港脱炭素化推進計画に係る空港における温室効果ガスの排出の量に関する事項  
 四 空港脱炭素化推進事業の進捗管理の方法に関する事項  
 五 空港脱炭素化推進事業の実施に関し講ずる航空の安全の確保のための措置に関する事項  
 六 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める事項
- （空港脱炭素化推進計画の認定の申請等）
- 第十六条** 法第二十五条第一項の規定により空港脱炭素化推進計画の認定を申請しようとする空港管理者は、別記第三号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
 請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 当該合併又は分割の当事者の名称及び住所  
 二 合併又は分割の方法及び条件  
 三 合併又は分割の日  
 四 合併又は分割を必要とする理由
- （前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。）
- 一 合併契約書の写し及び合併比率説明書又は分割契約書（新設分割の場合につき、分割計画書）の写し及び分割比率説明書  
 二 合併又は分割に関する当事者の意思の決定を証する書類

- 三 合併又は分割により法人を設立する場合につき、前二号に掲げる書類のほか、当該設立後の法人に関する定款及び登記事項証明書並びに第七条第二項第一号から第四号までに掲げる書類
- 四 合併後存続することとなる法人又は吸収分割により空港機能施設事業を承継することとなる法人が現に空港機能施設事業を行っていない場合につき、第一号及び第二号に掲げる書類のほか、当該法人に関する第七条第二項第一号から第四号まで及び第五号イに掲げる書類
- 五 その他国土交通大臣が必要と認める事項を記載した書類
- （区分経理の方法）
- 第十三条** 法第十八条の規定による区分経理の方法は、空港機能施設事業とその他の事業の双方に関連する収入及び費用について、その性質又は目的に従つて区分する等の適正な基準により行うものとする。
- （空港機能施設事業の休止及び廃止の許可）
- 第十四条** 法第二十条の規定による許可を受けようとする指定空港機能施設事業者は、次に掲げる事項を記載した空港機能施設事業休止許可申請書又は空港機能施設事業廃止許可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所  
 二 空港の名称  
 三 休止し、又は廃止しようとする事業に係る空港機能施設の種類  
 四 前号に掲げる施設の概要  
 五 休止又は廃止を必要とする理由  
 六 休止の場合にあつては、予定する休止の開始日及び期間  
 七 廃止の場合にあつては、廃止の予定日
- 第十五条** 法第二十四条第二項第三号（法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 前項第四号の施設の配置図及び各階平面図  
 二 法人又は団体にあつては、休止又は廃止に関する意思の決定を証する書類
- （空港脱炭素化推進計画の記載事項）
- 第十六条** 法第二十五条第一項において準用する場合を含む。の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 空港脱炭素化推進事業の実施時期  
 二 空港脱炭素化推進事業の実施区域  
 三 当該空港脱炭素化推進計画に係る空港における温室効果ガスの排出の量に関する事項  
 四 空港脱炭素化推進事業の進捗管理の方法に関する事項  
 五 空港脱炭素化推進事業の実施に関し講ずる航空の安全の確保のための措置に関する事項  
 六 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める事項
- （空港脱炭素化推進計画の認定の申請等）
- 第十七条** 法第二十五条第一項の規定により空港脱炭素化推進計画の認定を申請しようとする空港管理者は、別記第三号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
 請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 空港脱炭素化推進協議会を組織している場合には、当該空港脱炭素化推進協議会の名称及び構成員の氏名又は名称を記載した書類  
 二 前項第二号の区域が所在する都道府県又は市町村において地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百七十九号）第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画が策定されている場合には、当該空港脱炭素化推進計画が当該地方公共団体実行計画に適合することを確認できる書類
- （第一項の場合において、法第二十七条の規定の適用を受けようとするときは、前二項の書類のほか、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第八十六条、第二百三十条又は第二百二十一条に規定する書類を添付しなければならない。）

4 国土交通大臣は、第一項の空港管理者に対し、前二項の書類のほか、当該申請に係る空港脱炭素化推進計画が法第二十五条第三項各号に該当することを確認するため必要と認める書類の提出を求めることができる。  
 (空港脱炭素化推進計画の変更)

- 第十七条** 法第二十五条第五項の規定により空港脱炭素化推進計画の変更の認定を申請しようとする認定空港管理者は、別記第四号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。  
 2 前項の申請書には、当該空港脱炭素化推進計画の変更が前条第二項各号に掲げる書類の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の書類を添付しなければならない。  
 3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合について準用する。

(空港脱炭素化推進協議会を組織した旨の公表)

- 第十八条** 法第二十六条第六項の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一 空港脱炭素化推進協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

二 空港脱炭素化推進協議会における協議事項

- 2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならぬ。

(報告徴収の方法)

- 第十九条** 国土交通大臣は、法第三十九条第一項の規定により空港管理者又は指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせる場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。

(立入検査の証明書)

- 第二十条** 法第三十九条第三項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記第五

- 2 第二十一条 法に規定する空港管理者である国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局长に委任する。

1 法第二十四条第一項の規定による空港脱炭素化推進計画の作成

- 2 法第二十四条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による同意の取得

3 法第二十四条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による空港脱炭素化推進計画の公表

- 4 法第二十六条第一項の規定による空港脱炭素化推進協議会の組織

5 法第二十六条第三項の規定による協議を行う事項の通知

6 法第二十六条第六項の規定による空港脱炭素化推進協議会を組織した旨の公表

- 7 法第二十六条第七項の規定による申出の受理

1 法第二十六条第三項の規定による届出の受理

2 法第十三条第一項の規定による届出の受理

3 法第十三条第二項の規定による権限

4 法第三十九条第一項の規定による権限

5 法第三十九条第二項の規定による権限

- 3 前項第四号及び第五号に掲げる権限は、当該空港の所在地を管轄する空港事務所長も行うことができる。

**附 則**

(施行期日)

- 第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(国の無利子貸付けに係る工事についての工事台帳等の整備)

- 第二条** 第四条の規定は、法附則第七条第一項から第四項までの規定による国の方公共団体に対する貸付けについて準用する。この場合において、第四条中「負担金又は補助金の交付」とあるのは、「無利子貸付金の貸付け」と読み替えるものとする。

(共用空港における空港機能施設事業)

- 第三条** 第七条から第十四条まで、第十九条及び第二十条の規定は、当分の間、共用空港において空港機能施設事業を行つたる者について準用する。

2 精密進入又はカテゴリー三精密進入を行つたために必要なものとして航空法施行規則第百十七条(令附則第四条第一項の国土交通省令で定める高度等)

2 令附則第四条第二項の国土交通省令で定める高度は、六十メートルとする。

**第四条** 令附則第四条第二項の国土交通省令で定めるところにより設置される航空灯火は、カテゴリー二定める基準に基づき設置される飛行場灯火とする。

**附 則** (昭和六二年一〇月二日運輸省令第五九号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成元年七月二〇日運輸省令第二四号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成五年六月二五日運輸省令第一九号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成九年五月二三日運輸省令第三一号)

1 この省令は、平成十年一月一日から施行する。

**附 則** (平成二二年一月二九日運輸省令第三九号)

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則** (平成一五年五月一六日国土交通省令第六八号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成九年一二月一五日運輸省令第八五号)

1 この省令は、平成九年一二月一五日運輸省令第八五号)

**抄**

(施行期日)

1 この省令は、平成十年一月一日から施行する。

**附 則** (平成二二年一月二九日運輸省令第三九号)

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則** (平成一五年五月一六日国土交通省令第六八号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二〇年六月一八日国土交通省令第四四号)

1 この省令は、平成二〇年六月一八日国土交通省令第四四号)

**抄**

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

**特定地方管理空港の名称に関する公示の方法**

2 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第一項後段の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

**附 則** (平成一〇年一月二四日国土交通省令第一〇七号)

1 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

**附 則** (平成二一年三月二十五日国土交通省令第九号)

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二三年一月三〇日国土交通省令第八七号)

1 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備

- する。

**附 則**

(経過措置)

第一号様式（第2条関係）（平元運令24・平5運令19・一部改正、平9運令31・旧第二号様式様式上、平9運令63・平12運令39・平15運令68・平20運令44・一部改正）

番号 年月日

空港管理者名

国土交通大臣あて  
空港災害報告書  
空港において 年 月 日から 年 月 日まで  
のにより下記のとおり災害が発生したから、空港法施行令第六条の規定により報告します。

記

施設名	(金額の単位千円)											
	前回までの報告分			今回の報告分			合計					
数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量
滑走路												
着陸場												
停着場												
照明施設												
空港用地												
小計												
排水施設												
舗道												
車両												
小計												
合計												

2 災害原因（暴風、地震、高潮等）  
 (参考)  
 日雨量 ミリメートル  
 通航雨量 ミリメートル  
 風速 メートル  
 潮位 メートル  
 台風の中心速度 メートル  
 地震度 ヘクトパスカル  
 震源地  
 その他

3 灾害状況の場に記載した施設以外の施設等の被害状況

(備考)

- 災害箇所を記入した図面、災害状況の写真その他災害状況を明らかにするため必要な書類を添付すること。
- 災害原因の項には直接災害の原因となつたものについてのみ記入すること。

- 第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 略  
 二 第十一条、第二十四条及び第二十六条の規定  
 の日（令和元年十一月十四日）  
 附則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）抄

- （施行期日）  
 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。  
 附則（令和四年一二月一日国土交通省令第八六号）抄

- （施行期日）  
 1 この省令は、航空法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

第一号様式（第2条関係）

2 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の空港法施行規則第三号様式による証明書は、この省令による改正後の空港法施行規則第三号様式による証明書とみなす。

附則（令和元年九月一三日国土交通省令第三四号）抄

第二号様式（第3条関係）

第二号様式（第3条関係）（平元運令24・一部改正、平9運令31・旧第三号様式様式上、一部改正、平9運令63・平12運令39・平20運令44・一部改正）

番号 年月日

空港管理者名

④

国土交通大臣あて

災害復旧工事認定申請書

空港において 年 月 日から 年 月 日まで  
 のによる災害の災害復旧工事を下記のとおり施行したいから認定せられたく、空港法施行規則第三条第一項の規定により申請します。

記

施設名	申請額		決定額		設計概要		摘要
	工事費	内未成	工事費	内未成	申請	決定	

(備考) (1) 施設ごとの工事費について計算の基礎を明らかにする内訳書を添付すること。

(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第三号様式 (第16条関係)  
空港脱炭素化推進計画認定申請書  
年 月 日  
国土交通大臣 殿  
申請者  
空港管理者名  
代表者の氏名  
住 所  
空港法第25条第1項の規定に基づき、別紙の計画について関係書類を添えて認定を申請します。

第四号様式 (第17条関係)  
空港脱炭素化推進計画変更認定申請書  
年 月 日  
国土交通大臣 殿  
申請者  
空港管理者名  
代表者の氏名  
住 所  
年 月 日付けで認定を受けた空港脱炭素化推進計画について、空港法第25条第5項の規定に基づき、関係書類を添えて変更の認定を申請します。

第五号様式(第20条関係)

(表)

第 号
所属及び職名
氏 名
生 年 月 日
空港法第39条第3項の規定による検査員証
年 月 日発行
年 月 日限り有効
顔 写 真
国土交通大臣 印

(裏)

空港法抜粋
(報告徴収及び立入検査)
第39条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、空港管理者(国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。)及び指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に關する報告をさせることができる。
2 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、空港管理者及び指定空港機能施設事業者の事務所その他の事業所に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示するものとする。
4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第44条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、100万円以下の罰金に処する。
(5) 第39条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
空港法施行規則抜粋
(権限の委任)
第21条
2 前項に規定するもののほか、法に規定する国土交通大臣の権限(成田国際空港、中部国際空港及び関西国際空港に係るものを除く。)で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。
(5) 法第39条第2項の規定による権限

備考 大きさは、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。